

こう対処しよう！

# 書き込み等の削除の方法は？

書き込み削除の対応の流れ ■ 掲示板等への誹謗・中傷等の対応

## ①「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも子どもや保護者、地域の方、卒業生のほか、一般市民からの情報によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。  
 →情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録を取る。  
 →情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

## ②書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。  
 →パソコンから見るできない場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。  
 →誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラ等で撮影する。  
 書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関に連絡する。  
 →犯罪に関わるケース…警察（被害の子ども・その保護者から被害届）  
 →生徒指導事案、人権侵害事象…教育委員会

## ③掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求（削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい）

基本的には、被害の子どもが学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。（学校が代理で行うことはできるが、その場合には管理者への対応の情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることはできない。）  
 掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。  
 該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページ欄に、件名、内容等の事項を書き込み送信する。  
 →個人の所属・氏名などを記載する必要なし。

## ④掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼

管理者の連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。  
 管理者やプロバイダへ依頼しても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。それでも削除されない場合、警察や法務局・地方方法務局に相談する等して、対応方法を検討する。

## 権利侵害情報の通知書（削除依頼）の例

年 月 日		
至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中		
[権利を侵害されたと主張する者]		
住 所		
氏 名（記名）		
連 絡 先（電話番号）		
（e-mailアドレス）		
侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書		
あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。		
記		
掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：（掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、時間、ファイル名等）	
掲載されている情報	例）私の実名、学校名、学年、クラス及びメールアドレスを掲載した上で、「○○・・・」という私の人格を否定する内容の書き込みがされた。	
侵害情報等	侵害されたとする権利	例）プライバシーの侵害、名誉棄損
	権利が侵害されたとする理由（被害の状況など）	例）ネット上では、実名及び学校名、学年等は非公開としているところ、私の意に反して公表され、嫌がらせやからかいの迷惑メール等を○○件も受け、精神的苦痛を被った。
上記太枠内に記載された内容は、事実と相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることとなることに同意します。		
<input type="checkbox"/> 発信者への氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。 <input type="checkbox"/> ○印のない場合は、氏名開示には同意していないものとします。		
詳しくは「プロバイダ責任制限法関連情報 Web サイト」参照 <a href="http://www.isplaw.jp/p_form.pdf">http://www.isplaw.jp/p_form.pdf</a>		

## ②～④の対応で困った場合は、

**「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用すること。**